

ガス料金改定に伴うご契約内容変更のお知らせ (業務用多用途型ガスパッケージ契約 群馬地区)

平素より、東京ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。

当社の群馬地区に供給している都市ガスは、従来より安価な国産天然ガスを主な原料としておりますが、当社の供給元が都市ガスに輸入 LNG を 2010 年に混入して以降、その割合は徐々に増加され、現在では約 9 割が輸入 LNG へと置き換えられております。

今般、更に、安価な国産天然ガスの割合が減少して輸入 LNG が増加することや、原料費高騰を起因として、供給元から卸料金の値上げが通知されたことから、2026 年 11 月検針分より、基準単位料金および原料費調整制度の算定式の諸係数を変更いたします。

あわせて、一般ガス導管事業者の託送供給約款との整合性を保つため、需給契約における「最大時間流量超過時の精算額」の取り扱い等を変更いたします。

今後も一層の経営効率化を推進し、ガスの安定供給とサービス品質の向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本変更に伴うお客さまご自身でのお手続きは不要です。

【主な見直し内容】

① ガス料金の見直し

<原料費調整制度における算定式の変更>

- 供給元からの卸取引の変更に伴い、**原料費調整制度***の**平均原料価格の算定式を見直しいたします。あわせて調整上限を廃止いたします。**

	変更前	変更後
平均原料価格の算定式	平均原料価格 = トンあたり LNG 平均価格×0.9206 + トンあたり LPG 平均価格×0.0405	平均原料価格 = トンあたり LNG 平均価格× 0.9326 + トンあたり LPG 平均価格× 0.0538

*原料価格は、為替レートや原料価格の動きによって変動します。原料費調整制度とは、こうした外生的要因による原料費の変動を、単位料金に反映する制度です。詳細は、当社ホームページ「原料費調整制度とは」をご確認ください。

<基準平均原料価格の変更とそれに伴う基準単位料金の変動>

- 2025 年 11 月～2026 年 1 月の貿易統計の原料価格に基づき、**基準平均原料価格および基準単位料金を変更いたします。**
- 基準平均原料価格の変更に伴う基準単位料金の変更については、2026 年 4 月検針分の調整額^{*1}と同じ水準となるように、変更いたします。後述の料金表に当該変更額は含みます。

	変更前	変更後
基準平均原料価格 (A)	54,870 円/トン (原料価格算定期間： 2015 年 6～8 月)	84,510 円/トン (原料価格算定期間： 2025 年 11 月～2026 年 1 月)

基準単位料金 (B)		現行の基準単位料金	現行の基準単位料金 + 23.59 円/m ³ * ²
例) 2026 年 4 月 検針分の 調整単位料金 を変更前後で比 較した場合	2025 年 11 月～ 2026 年 1 月の 平均原料価格 (C)	82,400 円/トン =85,940 円×0.9206 +81,040 円×0.0405	84,510 円/トン =85,940 円×0.9326 +81,040 円×0.0538
	原料価格変動額 (C-A)	27,500 円/トン =82,400 円-54,870 円	0 円/トン =84,510 円-84,510 円
	調整額 (D)	+ 23.59 円/m ³	0 円/m ³
	調整単位料金 (B+D)	現行の基準単位料金 + 23.59 円/m ³	現行の基準単位料金 + 23.59 円/m ³

*1 原料費調整制度に基づき算定した、基準単位料金からの各月の変動額 (円/m³) をいいます。

*2 +23.59 円は基準平均原料価格の変更のみに起因する変更額となります。改定後の料金詳細は後述の料金表をご確認ください。

<料金表の変更>

- 供給元からの卸取引の変更に伴い、下記の通り、**基準単位料金を 2.52 円/m³(税込)値上げいたします。**

	(参考) 変更前 (税込)	変更後 (税込)
定額基本料金(円・月)	29,700.00	29,700.00
流量基本料金単価(1m ³ /hにつき円・月)	1,195.61	1,195.61
最大需要月基本料金単価(1m ³ につき円・月)	4.12	4.12
第 1 単位料金(円/m ³)*	93.49	96.01
第 2 単位料金(円/m ³)*	96.61	99.13

*変更前については 2025 年 11 月～2026 年 1 月の原料価格に基づき算定した調整単位料金、変更後については基準単位料金を記載しています。政府による「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」の対象となる場合であっても上記の料金表には含まれておりません。

② 精算額の取扱いについての見直し

託送供給約款との整合性を鑑み、最大時間流量超過時の精算額等の取扱いを変更いたします。

変更項目	変更内容
契約最大時間流量超過 精算額の算定式および 条件変更	<p>お客さまの最大需要期の実績最大時間流量 が契約最大時間流量の 105 パーセントをこえた場合、精算額を申し受けておりますが、算定式を以下の通り変更し、最大需要期に関わらずお客さまの実績最大時間流量が契約最大時間流量をこえた場合には精算額を申し受けます。 算定式の係数はこれまで 1.1 倍としておりましたが、1 倍といたします。</p> <p>(変更前の算定式)</p> $\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left(\left(\frac{\text{実績最大}}{\text{時間流量}} \right) - \left(\frac{\text{契約最大}}{\text{時間流量}} \times 1.05 \right) \right) \times \left(\left(\frac{\text{流量基本料金}}{\text{単価相当額}} \times 1.1 \right) \times 12 \right)$ <p>(変更後の算定式)</p> $\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left(\left(\frac{\text{実績最大}}{\text{時間流量}} \right) - \left(\frac{\text{契約最大}}{\text{時間流量}} \right) \right) \times \left(\frac{\text{流量基本料金}}{\text{単価相当額}} \right) \times 12$ <p>また、実績最大時間流量が契約最大時間流量の 105 パーセントをこえ 130 パーセント以下である場合、かつ当該実績最大時間流量を下限として次期契約最大時間流量を定める場合には精算額を申し受けておりませんでした。超過割合に関わらずお客さまの実績最大時間流量が契約最大時間流量をこえた場合には精算額を申し受けます。</p>

契約最大時間流量超過 精算額の申し受け時期 変更	当該精算額は、原則として超過が発生した翌月に申し受けておりますが、 当該需給契約の終了月の翌月（契約を中途解約する場合は解約の日が属する月）に申し受けます。
--------------------------------	---

③ その他ご契約の見直し

変更項目	変更内容
適用する約款体系の変更	「業務用多用途型ガスパッケージ契約（群馬地区）」の約款（個別約款）と「 ガス基本約款(2026年新版) 」を合わせて適用いたします。個別約款について、「ガス基本約款（2026年新版）」と重複する記載は削除いたします。
長期契約割引（付帯契約型選択約款）の新規受付停止・廃止	長期契約割引（付帯契約型選択約款）は2026年10月1日以降に開始する新規契約について受付を停止いたします。現在適用中のお客さまは長期契約割引の満了とともに適用を終了いたします。
新規受付停止	「業務用多用途型ガスパッケージ契約（群馬地区）」は2026年10月1日以降に開始する新規契約について受付を停止いたします。
契約期間のお知らせの電子化	myTOKYOGAS ビジネスにご登録いただき電磁的な書面交付を行うことをご承諾いただいているお客さまについては、2026年10月以降サービスが整い次第、需給契約の契約更改月前後で対象のお客さまへ紙面でお送りしていた契約期間のお知らせを廃止し、myTOKYOGAS ビジネス上でお知らせします。

● 本お知らせに関するお問い合わせ先

【TEL】0570-011331（ナビダイヤル※）

※IP 電話等ナビダイヤルをご利用いただけない場合：03-6700-5473

受付時間 月～金 9:00～18:00（土日祝・年末年始を除く）

*ナビダイヤルは NTT ドコモビジネス（株）の専用ダイヤルです。電話料金はお客さまのご負担となります。かけ放題の定額通話制度等も適用対象外（有料）となります。ご契約いただいている通信会社の契約をご確認の上、お掛けいただく番号をお選びください。



変更後の約款を
当社 HP でご確認
いただけます

【ガス小売事業者】 東京ガス株式会社（小売登録番号 A0020）〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20